

文化財保護管理費補助金（国指定文化財管理）交付要領

第1条 目的

この要領は、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財（以下「指定文化財」という。）及び史跡又は名勝である庭園（以下「名勝等庭園」という。）の維持管理に対し交付する補助金について、文化財保護法及び同法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、秋田県財務規則、秋田県教育庁生涯学習課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 趣旨

この補助金は、指定文化財及び名勝等庭園の維持管理に係る経費負担の軽減を図るために交付する。

第3条 補助事業者

指定文化財及び名勝等庭園を所有又は管理している者（以下「所有者等」という。）ただし、地方公共団体は除く。

第4条 補助対象事業

補助対象となる事業は、所有者等が行う次の（1）から（4）までの事業とする。

（1）防災設備保守点検等

所有者等が行う指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

（2）差し茅、防蟻防虫、雪降り等小修理

所有者等が行う指定文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫及び雪降り等小修理事業

（3）名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

所有者等が行う名勝等に指定された庭園で荒廃等の危険にさらされている庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定及び整姿等事業、又は指定文化財である民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備事業

（4）燻蒸・殺虫

所有者等が行う指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫事業

第5条 補助対象経費及び補助基準額

補助対象となる経費は、交付要綱に定めるとおりとする。

- 2 第4条各号の内容及び区分毎の補助基準額は別紙「国指定文化財管理補助事業内容」のとおりとする。

第6条 補助金の額及び算定方法

補助金の額は、予算の範囲内とし、別に定める区分の管理事項毎の補助基準額と補助対象経費を比較して、いずれか少ない方の額を合計したものの1/2の額を上限とする。

第7条 交付申請等

当該補助金の交付を受ける所有者等は、次に示す書類をもって、知事の指定する日まで交付申請及び実績報告を行わなければならない。

また、交付申請及び実績報告書については市町村教育委員会を経由し提出すること。

(1) 交付申請

- ①補助金等交付申請書・・・・・・・・・・交付要綱様式第1号
- ②事業実施計画書・・・・・・・・・・交付要綱様式第2号-1
- ③事業実施計算書・・・・・・・・・・本要領様式第1号
- ④収支予算書・・・・・・・・・・交付要綱様式第3号

(2) 変更交付申請

- ①交付条件変更承認申請書・・・・・・・・・・交付要綱様式第4号
- ②変更事業計画書・・・・・・・・・・交付要綱様式第5号-1
- ③事業実施計算書・・・・・・・・・・本要領様式第1号を準用
- ④変更収支予算書・・・・・・・・・・交付要綱様式第6号

(3) 実績報告

- ①補助事業実績報告書・・・・・・・・・・交付要綱様式第10号
- ②事業実績報告書・・・・・・・・・・交付要綱様式第11号-1
- ③事業実施計算書・・・・・・・・・・本要領様式第2号
- ④収支精算書・・・・・・・・・・交付要綱様式第12号

(4) このほか、県が必要と認める書類については、当該補助事業に関する通知等によって別途定める。

第8条 交付決定通知

財務規則250条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第8号-2)によるものとし、同第252条及び256条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更通知書(様式8号-4)によるものとする。

第9条 関係書類の保存

当該補助金に関係する書類について、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の終了後5年間は保存すること。

附 則

- 1 この要領は、平成27年度の補助金から適用する。
- 2 この要領に定める基準は、指定文化財管理費国庫補助要項に準拠しているものである。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。